

V 予 防 行 政

1. 防火管理制度

(1) 防火対象物と防火管理者

平成27年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、33,273件である。

なお、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。防火管理者を養成するための講習は、(一財)奈良県防災安全協会が実施している。

防 火 対 象 物 数 と 防 火 管 理 者 数

平成27年4月1日現在

		防火管理実施 業務対象物数	防火管理 者選任対象物	選任率 (%)	消防計画作成 済防火対象物	作成率 (%)
1-イ	劇場等	28	24	85.7	21	75.0
1-ロ	集会場等	1,329	711	53.5	635	47.8
2-イ	キャバレー等	0	0	—	0	—
2-ロ	遊技場等	62	49	79.0	44	71.0
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	—
2-ニ	カラオケボックス等	20	18	90.0	15	75.0
3-イ	待合・料理店等	6	4	66.7	4	66.7
3-ロ	飲食店	698	383	54.9	339	48.6
4	百貨店・マーケット	970	598	61.6	536	55.3
5-イ	旅館・ホテル	441	390	88.4	373	84.6
5-ロ	共同住宅等	1,437	840	58.5	705	49.1
6-イ	病院等	172	122	70.9	107	62.2
6-ロ	社会福祉施設等	330	281	85.2	260	78.8
6-ハ	老人デイサービスセンター等	370	322	87.0	302	81.6
6-ニ	幼稚園等	159	149	93.7	133	83.6
7	学校	403	366	90.8	312	77.4
8	図書館等	45	34	75.6	31	68.9
9-イ	蒸気浴場	6	4	66.7	4	66.7
9-ロ	他の公衆浴場	29	22	75.9	17	58.6
10	停車場	2	2	100.0	2	100.0
11	神社・寺院	230	135	58.7	119	51.7
12-イ	工場・作業場	297	211	71.0	172	57.9
12-ロ	スタジオ	2	2	100.0	2	100.0
13-イ	駐車場	6	4	66.7	4	66.7
13-ロ	格納庫	0	0	—	0	—
14	倉庫	60	26	43.3	24	40.0
15	事務所等	805	545	67.7	471	58.5
16-イ	特定複合用途施設	1,539	969	63.0	820	53.3
16-ロ	一般複合用途施設	242	146	60.3	112	46.3
16/2	地下街	0	0	—	0	—
16/3	準地下街	0	0	—	0	—
17	文化財建造物	50	41	82.0	36	72.0
18	アーケード	0	0	—	0	—
計		9,738	6,398	65.7	5,600	57.5

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。

特定防火対象物の消防用設備設置状況

平成27年4月1日現在

		自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
		対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数
1-イ	劇場等	37	35		3	3		22	22	
1-ロ	集会場等	403	388	8	9	8		72	63	7
2-イ	キャバレー等	1	1		0			0		
2-ロ	遊技場等	70	70		4	4		22	21	
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0			0			0		
2-ニ	カラオケボックス等	26	23	3	0			3	2	
3-イ	待合・料理店等	8	8		0			2	1	1
3-ロ	飲食店	301	290	9	0			11	7	4
4	百貨店・マーケット	818	786	26	94	91	2	133	120	12
5-イ	旅館・ホテル	575	563	6	16	16	0	300	294	3
6-イ	病院等	335	328	2	73	70	1	56	55	
6-ロ	社会福祉施設等	492	488	4	381	379	1	31	31	
6-ハ	老人デイサービスセンター等	521	519	2	27	27		61	55	3
6-ニ	幼稚園等	245	243		2	2		25	24	
9-イ	蒸気浴場	6	6	0	0		0	6	6	0
16-イ	特定複合用途施設	1,839	1,513	87	122	120	2	220	198	6
	計	5,677	5,261	147	731	720	6	964	899	36

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

平成27年4月1日現在

	対象施設数	カーテン等			じゅうたん等			合板		
		使用	使用率	未使用	使用	使用率	未使用	使用	使用率	未使用
1-イ 劇場等	44	25	56.8	7	24	54.5	14	2	4.5	37
1-ロ 集会場等	941	440	46.8	178	481	51.1	432	40	4.3	865
2-イ キャバレー等	0		-		0	-	0	0	-	0
2-ロ 遊技場等	81	30	37.0	29	38	46.9	35	1	1.2	72
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0		-		0	-	0	0	-	0
2-ニ カラオケボックス等	24	10	41.7	11	12	50.0	10	1	4.2	21
3-イ 待合・料理店等	10	3	30.0	6	2	20.0	9	0	0.0	11
3-ロ 飲食店	657	246	37.4	223	257	39.1	396	17	2.6	625
4 百貨店・マーケット	1,381	453	32.8	517	422	30.6	886	44	3.2	1,261
5-イ 旅館・ホテル	684	481	70.3	52	499	73.0	159	12	1.8	638
6-イ 病院等	592	311	52.5	108	303	51.2	263	18	3.0	543
6-ロ 社会福祉施設等	457	293	64.1	64	248	54.3	154	25	5.5	371
6-ハ 老人デイサービスセンター等	681	383	56.2	108	296	43.5	311	14	2.1	573
6-ニ 幼稚園等	286	175	61.2	22	148	51.7	158	2	0.7	298
9-イ 蒸気浴場	6	3	50.0	2	5	83.3	1	0	0.0	6
12-ロ スタジオ	4	3	75.0		2	50.0	2	1	25.0	3
16-イ 特定複合用途施設	1,203	474	39.4	468	900	74.8	1,054	52	4.3	1,899
16-ロ 一般複合用途施設	60	18	30.0	33	17	28.3	80	1	1.7	96
高層建築物	45	10	22.2	10	7	15.6	11	2	4.4	16
計	7,156	3,358	46.9	1,838	3,661	51.2	3,975	232	3.2	7,335

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨を表示することができる制度である。

防火対象物定期点検報告実施状況

平成27年4月1日現在

	点検を要する防火対象物数		点検基準適合防火対象物数		認定要件適合防火対象物数 (特例認定)	
	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)
1-イ 劇場等	19		6		3	3
1-ロ 集会場等	248	5	116	3	7	5
2-イ キャバレー等					0	
2-ロ 遊技場等	37	5	21	3	2	5
2-ハ 性風俗関連特殊営業等					0	
2-ニ カラオケボックス等	7	1	4	1	0	
3-イ 待合・料理店等		1			0	
3-ロ 飲食店	2	23		1	0	
4 百貨店・マーケット	174	24	94	3	22	22
5-イ 旅館・ホテル	130	57	98	18	10	10
6-イ 病院等	35	16	21	6	3	1
6-ロ 社会福祉施設等	11	6	3	4	1	
6-ハ 老人デイサービスセンター等	19	3	13	1	0	
6-ニ 幼稚園等	7	1	3		1	1
9-イ 蒸気浴場	6		1		0	
16-イ 特定複合用途施設	264	80	117	12	18	18
計	959	222	497	52	67	65

(5) 消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する義務講習の実施については(一社)奈良県防災安全協会に委託しており、平成26年度は、389人(前年度は384人)の受講者があった。

消防設備士試験実施状況

(単位：人)

		特	1類		2類		3類		4類		5類		6類	7類	合計	
		甲	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	乙	乙	甲	乙
平成25年度	受験者数	68	264	55	85	17	110	17	520	329	150	34	536	188	1,197	1,176
	合格者数	14	67	19	27	6	31	7	189	180	38	17	206	115	366	550
平成26年度	受験者数	51	287	67	100	15	128	27	515	312	141	35	554	187	1,222	1,197
	合格者数	12	86	24	33	8	33	7	200	147	38	9	291	121	402	607

2. 危険物の規制

(1) 危険物の施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵したり取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければならないことになっている。

危険物施設の総数は、2,840カ所で、これらのうち石油製品を中心とする第四類の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設は2,803カ所で全体の98.7%を占めている。

危険物施設数(設置許可施設数)

各年3月31日現在

	製造所数	貯蔵所数					取扱所数				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
平成25年度	36	570	235	832	331	1,968	537	13	432	982	2,986	1,738
平成26年度	36	554	233	795	328	1,910	530	13	415	958	2,904	1,690
平成27年度	37	539	227	761	333	1,860	525	12	406	943	2,840	1,652

(2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する保安講習の実施については、(一社)奈良県防災安全協会に委託しており、平成26年度は793人(前年度は900人)の受講者があった。

危険物取扱者試験実施状況

(単位：人)

		甲種	乙種						丙種	合計	
			1種	2種	3種	4種	5種	6種			計
平成25年度	受験者数	227	194	173	153	2,594	165	233	3,512	178	3,917
	合格者数	89	132	112	102	907	115	172	1,540	78	1,707
平成26年度	受験者数	250	157	149	168	2,400	178	208	3,260	200	3,710
	合格者数	75	95	108	110	788	120	129	1,350	93	1,518

(3) 危険物施設に対する立入検査

危険物施設に対する立入検査及び措置命令件数

	平成25年度			平成26年度		
	立入検査		措置命令件数	立入検査		措置命令件数
	施設数	延べ回数		施設数	延べ回数	
製造所	24	24	0	24	24	0
貯蔵所	702	714	0	861	874	0
取扱所	406	419	1	480	501	0
計	1,132	1,157	1	1,365	1,399	0

3. 火災予防運動

(1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

全 国 火 災 予 防 運 動

	期 間	統 一 標 語
秋季全国火災予防運動	11月9日～15日	「無防備な心に火災がかくれんぼ」
文化財防火デー	1月26日	「みんなで守ろう文化財」
春季全国火災予防運動	3月1日～ 7日	「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」
全国山火事予防運動		「伝えよう 森の大事さ 火の怖さ」
車両火災予防運動		

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を習得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成27年4月1日現在、28組織が結成され、クラブ員数は1,877人である。

(3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、幼少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るために結成された組織で、平成27年5月1日現在、少年消防クラブは、4クラブ結成されており、クラブ員数は42人である。また、幼年消防クラブは、115クラブ結成されており、クラブ員数は5,644人である。